

【第三の七 通所リハビリテーション】

条 例	規 則	審査基準
<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>第八章 通所リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百三十七条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指す</u>、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第百三十八条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーシ</p>	<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>第八章 通所リハビリテーション</p>	<p>指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する審査基準</p> <p>七 通所リハビリテーション</p> <p>1 人員に関する基準 (1) 指定通所リハビリテーション事業所（<u>基準条例第百三十八条</u>第一項） ① 医師（<u>基準条例第百三十八条</u>第一項第一号）</p>

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>オン事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数</p> <p>二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス基準条例第百十九条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準条例第百十八条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の</p>		<p>専任の常勤医師が1人以上勤務していること。</p> <p>なお、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。</p> <p>② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員(以下「従事者」という。)(<u>基準条例第百三十八条第一項第二号</u>)</p> <p>イ 指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>a 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービス提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>b 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合</p> <p>ロ 6時間以上8時間未満の指定通所リハビ</p>
---	--	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること又は利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。</p> <p>ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。</p>		<p>リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあつては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。</p> <p>ハ 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである(例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が2人必要である場合、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては四人が必要となる。)</p> <p>また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに一以上確保するとは、指定通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であつて、定期的に適切な研修を修了している看護師、</p>
---	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。

二 なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯の利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。</p> <p>一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若し</p>		<p>従業員の員数は午前午後それぞれ一人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものでない。</p> <p>ホ 同一事業所で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業員が必要となるものである。</p> <p>へ 従業者1人が1日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは2単位までとすること。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては0.5単位として扱う。</p> <p>参考：指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて(平成15年5月30日老振発第0530001号・老老発第0530001号)</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合</p> <p>① 医師（基準条例第百三十八条第二項第一号）</p> <p>イ 利用者の数が同時に10人を超える場合にあっては、(1)①を準用すること</p> <p>ロ 利用者の数が同時に10人以下の場合にあっては、次に掲げる要件に適合していること</p>
--	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>くは介護職員が一以上確保されていること又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。</p> <p>二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されていること。</p>		<p>a 専任の医師が1人勤務していること。</p> <p>b 利用者数は、専任の医師1人に対し1日48人以内であること。</p> <p>② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（<u>基準条例第百三十八条第二項第二号</u>）</p> <p>イ 指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>a 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>b 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合</p> <p>ロ 6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあつては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。</p> <p>ハ 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を</p>
--	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が2人必要である場合、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては4人が必要となる。）。

また、専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されていることとし、所要時間一時間から二時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。

この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。具

【第三の七 通所リハビリテーション】

体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。

二 なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数を上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯の利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる従業員の員数は午前午後それぞれ1人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものでない。

ホ 同一事業者で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業員が必要となるものである。

へ 従業者1人が1日に行うことのできる指

【第三の七 通所リハビリテーション】

定通所リハビリテーションは2単位までとすること。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては0.5単位として扱う。

ト 経験を有する看護師とは、診療報酬の算定方法に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保健医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成十二年厚生省告示第十九号）に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定通所リハビリテーション事業所、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）に定める介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」（平成十二年厚生省告示第三十号）に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに1年以上従事した者であること。

3 第一項第一号の医師は、常勤でなければなら

<p>ない。</p> <p>4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第百十九条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第百三十九条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテー</p>		<p>2 設備に関する基準（<u>基準条例第百三十九条</u>）</p> <p>(1) 指定通所リハビリテーション事業を行う事業所ごとに備える設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされているが、病院、診療所、介護老人保健施設が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、指定通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。</p>
--	--	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>ションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。</p> <p>3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス基準条例第百二十条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>① 当該部屋等において、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>② それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件(基準条例第百三十九条第一項)を満たしていること。</p> <p>3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であるものを有すること。ただし、介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第三の六〔通所介護〕の2の(2)の②を参照されたい。ただし、保健医療機関が医療保健の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの届出を行っており、当該保健医療機関において、1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションを実施する際には、指定通所リハビリテーションの利用者に対するサービス提供に支障が生</p>
--	--	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えない(必要な機器及び器具の利用についても同様)。この場合の基準条例第百三十九条第一項の指定通所リハビリテーションを行うために必要なスペースは、3平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用定員と医療保険のリハビリテーションを受ける患者の数を乗じた面積以上とする。

第3の六の2 (2)より

② 指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

イ 当該部屋等において、指定通所介護の機能訓練室等と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。

ロ 指定通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。

<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) ☆基準第 147 条 第九条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第一百四十四条に規定する運営規程の概要、<u>通所リハビリテーション従業者の勤務の体制</u>その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等) ☆基準規則第 45 条 第四条 <u>条例第一百四十七条において準用する条例第九条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出に基づき、電子情報処理組織(指定通所リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)であって次に</u></p>	<p>(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (<u>基準条例第一百三十九条第二項</u>) については、指定通所介護に係る<u>基準条例百三条第一項</u>と同趣旨であるため、<u>第三の六〔通所介護〕の 2 の(3)</u>を参照されたい。</p> <p><u>第三の六の 2 (3)より</u> 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法(昭和二十三年七月二十四日法律第八十六号)その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意 ☆審査基準第 3の一の 3の(1) <u>基準条例第九条及び基準規則第四条は、指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定通所リハビリテーション事業所の運営規程の概要、<u>通所リハビリテーション従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制</u>等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明</u></p>
---	---	--

	<p>掲げる方法により提供する方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された<u>条例第百四十七条において準用する条例第九条</u>に規定する重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、重要事項を</p>	<p>書やパンフレット等(当該<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定通所リハビリテーションの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
--	---	---

<p>(提供拒否の禁止) ☆基準第 147 条 第十条 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、正当な理由なく<u>指定通所リハビリテーション</u>の提供を拒んではならない。</p>	<p>第一項各号に掲げる方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第一項各号に規定する方法のうち<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>4 前項の規定による承諾を得た<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) 提供拒否の禁止 ☆審査基準第3の一の3の(2) 基準条例第十条は、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込</p>
--	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>(サービス提供困難時の対応) ☆基準第 147 条 第十一条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>(受給資格等の確認) ☆基準第 147 条 第十二条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。</u></p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所リハビリテーションを提供するように努めなければならない。</u></p>		<p>者に対し自ら適切な<u>指定通所リハビリテーション</u>を提供することが困難な場合である。</p> <p>(3) サービス提供困難時の対応(基準条例第十一条) ☆審査基準第3の一の3の(3) <u>指定通所リハビリテーション事業者は、基準条例第十条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合には、基準条例第十一条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</u></p> <p>(4) 受給資格等の確認 ☆審査基準第3の一の3の(4) ① 基準条例第十二条第一項は、<u>指定通所リハビリテーション</u>の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、<u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</u></p>
---	--	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆ 基準第 147 条 第十三条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。</u></p>		<p>② 基準条例第十二条第二項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、<u>指定通所リハビリテーション事業者は、これに配慮して指定通所リハビリテーションを提供するように努めるべきことを規定したものである。</u></p> <p>(5) 要介護認定の申請に係る援助 ☆ 審査基準第3の1の3の(5)</p> <p>① 基準条例第十三条第一項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、<u>指定通所リハビリテーションの利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定通所リハビリテーション事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② 基準条例第十三条第二項は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該更新認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、<u>指定通所リハビリテーション事業</u></p>
--	--	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>(心身の状況等の把握) ☆基準第 147 条</p> <p>第十四条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年大分県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準条例」という。)<u>第二十六条第三項</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)</u>等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携) ☆基準第 147 条</p> <p>第七十条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p>		<p><u>者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)</u>が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
--	--	--

<p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆基準第 147 条</p> <p>第十六条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受け取ることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆基準第 147 条</p> <p>第十七条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ</u></p>		<p>(6) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ☆ 審査基準第3の一の3(6)</p> <p>基準条例第十六条は、施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当する利用者は、<u>指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受け取ることができることを踏まえ、指定通所リハビリテーション事業者は、施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受け取するための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p>参考：「施行規則第六十四条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画にもとづく指定居宅サービスを受ける利用者のことをいう。このとき、居宅介護支援事業</p>
---	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定通所リハビリテーション</u>を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画の変更の援助) ☆基準第147条第十八条 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>		<p>者は、指定事業者(第一号イ)のほか、基準該当事業者(第一号ロ)も含む。</p> <p>参考:「施行規則第六十四条第一号ハ及び二に規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画(ハ)及び被保険者(利用者)が自分で作成し、市町村に届け出た計画(ニ)をいう。</p> <p>(7) 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆審査基準第3の一の3の(7)</p> <p>基準条例第十八条は、<u>指定通所リハビリテーション</u>を法定代理受領サービスとして提供するためには当該<u>指定通所リハビリテーション</u>が居宅サービス計画(法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられている必要があることを踏まえ、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領</p>
---	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>(サービスの提供の記録) ☆基準第 147 条</p> <p>第二十条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーションについて法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</u></p>		<p>サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(9) サービスの提供の記録☆審査基準第3の一の3の(9)</p> <p>① 基準条例第二十条第一項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、<u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② 基準条例第二十条第二項は、当該<u>指定通所リハビリテーション</u>の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法</p>
--	--	---

<p>(利用料等の受領) ☆基準第 147 条</p> <p>第百四条 指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>		<p>である。</p> <p><u>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、基準条例第百四十六条第二項の規定に基づき、当該指定通所リハビリテーションを提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(3) 利用料等の受領</p> <p>① <u>基準条例第百四条</u>第一項、第二項及び<u>第四項</u>の規定は、指定訪問介護に係る<u>第二十一条</u>第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。</p> <p>第3の一の3 (10)より</p> <p>① <u>基準条例第百四条第一項は、指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定通所リハビリテーションについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割(法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第三項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</u></p> <p>参考：法第五十条、第六十条、第六十九条第三項の規定とは、次のようなものである。</p> <p>ア 法第五十条、第六十条は、厚生労働省令（施行規則）で定める特別の事情（災</p>
---	--	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

害等)により、サービス費用の1割又は2割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割又は8割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。

イ 法第六十九条第三項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる、とする規定である。

② 基準条例第四百四条第二項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定通所リハビリテーションに係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定通所リハビリテーションのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定通所リハビリテーションの事業とは別事業であり、当該サー

2 指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>3 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>(支払を受けることができる費用) ☆基準規則第45条 第三十条 条例第百四十七条において準用する条例第百四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 <u>指定通所リハビリテーション</u>に通常要する時間を超える<u>指定通所リハビリテーション</u>であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の<u>指定通所リハビリテーション</u>に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 三 食事の提供に要する費用 四 おむつ代 五 前各号に掲げるもののほか、<u>指定通所リハビリテ</u></p>	<p>ビスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、<u>指定通所リハビリテーション事業所</u>の運営規程とは別に定められていること。 ハ 会計が<u>指定通所リハビリテーション</u>の事業の会計と区分されていること。</p> <p>☆審査基準第3の六の3の(1) ② <u>基準条例第百四条第三項及び基準規則第三十条</u>は、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、<u>指定通所リハビリテーション</u>の提供に関して、 イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ロ <u>指定通所リハビリテーション</u>に通常要する時間を超える<u>指定通所リハビリテーション</u>であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の<u>指定通所リハビリテーション</u>に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ハ 食事の提供に要する費用 ニ おむつ代 ホ <u>イ及びロ</u>に掲げるもののほか、<u>通所リハビリテーション</u>の提供において提供される便宜のうち、日</p>
--	---	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>4 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆基準第147条</p> <p>第二十二條 指定通所リハビリテーション事業者は、</p>	<p>ーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>2 前項第三号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「利用料等に関する指針」という。)に定めるところによるものとする。</p>	<p>常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>については、<u>基準条例第百四条第一項及び第二項</u>の利用料のほか利用者に支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、「<u>居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。)</u>」の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、「<u>通所介護等における日常生活に要する費用の取り扱いについて(平成十二年三月三十日老企第五十四号)</u>」に定めるところによるものとする。</p> <p>第3の一の3 (10)より</p> <p>④ <u>基準条例第百四条第四項は、指定通所リハビリテーション事業者は、基準条例第百四条第三項の費用</u>の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(11) 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆審査基準第3の一の3の(11)</p> <p><u>基準条例第二十二條は、利用者が市町村に対す</u></p>
--	---	--

<p>法定代理受領サービスに該当しない<u>指定通所リハビリテーション</u>に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した<u>指定通所リハビリテーション</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)</p> <p>第百四十条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第百四十一条 指定通所リハビリテーションの方針は、第百三十七条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p>	<p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第四十二条 条例第百四十一条の指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p>	<p>る保険給付の請求を容易に行えるよう、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、法定代理受領サービスでない<u>指定通所リハビリテーション</u>に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した<u>指定通所リハビリテーション</u>の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(1) 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成 <u>基準条例第百四十一条</u>及び<u>第百四十二条並びに基準規則第四十二条</u>に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定通所リハビリテーションは、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨</p>
--	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第百四十二条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの</p>	<p>二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。</p> <p>四 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</u></p>	<p>げるものではないこと。</p> <p>② 通所リハビリテーション計画は、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、指定通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものであること。</p> <p>③ 通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。</p> <p>④ 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>⑤ 通所リハビリテーション計画は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、<u>基準条例第百四十二条</u>第一項にいう医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、通</p>
--	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。</p> <p>2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。</p> <p>6 <u>指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビ</u></p>		<p>所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した通所リハビリテーション計画は、<u>基準条例第百四十六条第二項の規定に基づき、当該指定通所リハビリテーションを提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>⑥ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。</p> <p>⑦ 指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、支援相談員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。</p> <p>⑧ 主として認知症等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあつては、作業療法士等の従業者により、主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者にあつては、理学療法士等の従業者により効果的に実施されるべきものであること。</p> <p>⑨ <u>リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支</u></p>
--	--	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p><u>リハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十七条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>		<p><u>援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）事業のサービス担当者及び保健師等とすること。</u></p> <p><u>指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。</u></p> <p><u>なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。</u></p> <p><u>また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。</u></p> <p><u>⑩ 指定通所リハビリテーション事業者が、指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催</u></p>
--	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

等を通じて、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、訪問リハビリテーションの基準条例第八十七条第一項から第四項の基準を満たすことによって、通所リハビリテーションの基準条例第百四十二条第一項から第四項の基準を満たしているとみなすことができることとしたものであること。

当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの目標として分かりやすく記載するよう留意すること。

⑪ 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、基準条例第百四十二条第五項に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。

⑫ 指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>(利用者に関する市町村への通知) ☆基準第 147 条</p> <p>第二十七条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p> <p>一 正当な理由なしに<u>指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</u></p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応) ☆基準第 147 条</p> <p>第二十八条 <u>通所リハビリテーション従業者は、現に</u></p>		<p><u>掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。</u></p> <p><u>イ あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。</u></p> <p><u>ロ 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。</u></p> <p>⑬ <u>居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所リハビリテーション事業者については、第三の一の3の(13)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「通所リハビリテーション計画」と読み替える。</u></p> <p>(14) <u>利用者に関する市町村への通知☆審査基準第3の一の3の(14)</u></p> <p><u>基準条例第二十七条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第二十二条第一項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第六十四条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、<u>指定通所リハビリテーション事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</u></u></p> <p>(15) <u>緊急時等の対応☆審査基準第3の一の3の</u></p>
---	--	--

<p><u>指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(管理者等の責務)</p> <p>第四百三十三条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第四百四十四条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>(15)</p> <p><u>基準条例第二十八条は、通所リハビリテーション従業者が現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師（以下「主治医」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(2) 管理者等の責務</p> <p><u>基準条例第四百三十三条</u> 第一項は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる旨を明記したものであること。この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしておく必要がある。</p> <p><u>参考：「この節の規定」とは、通所介護の運営に関する基準を指す。</u></p> <p>(3) 運営規程</p> <p>6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあつては、通所介護と同様であるので、第三の六〔通所介護〕の3の(4)の①を参照されたい。</p> <p><u>第三の六の3の(4)より</u></p> <p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第四十三条 条例第四百四十四条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定通所リハビリテーションの利用定員 	<p>(15)</p> <p><u>基準条例第二十八条は、通所リハビリテーション従業者が現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師（以下「主治医」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(2) 管理者等の責務</p> <p><u>基準条例第四百三十三条</u> 第一項は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる旨を明記したものであること。この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしておく必要がある。</p> <p><u>参考：「この節の規定」とは、通所介護の運営に関する基準を指す。</u></p> <p>(3) 運営規程</p> <p>6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあつては、通所介護と同様であるので、第三の六〔通所介護〕の3の(4)の①を参照されたい。</p> <p><u>第三の六の3の(4)より</u></p>
---	--	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

	<p>五 指定通所リハビリテーションの内容及び 利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 非常災害対策</p> <p><u>九 苦情処理に関する事項</u></p> <p><u>十 虐待防止に関する事項</u></p> <p>十一 その他運営に関する重要事項</p>	<p>① <u>営業日及び営業時間(基準規則第四十三条 第三号)</u> <u>指定通所リハビリテーションの営業日及び営業 時間を記載すること。</u> なお、7時間以上9時間未満の<u>通所リハビリテ ーションの前後に連続して延長サービスを行う指 定通所リハビリテーション事業所</u>にあつては、サー ビス提供時間とは別に当該延長サービスを行う 時間を運営規程に明記すること〔略〕。 例えば、提供時間帯(9時間)の前に連続して 1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長 サービスを行う<u>指定通所リハビリテーション事業 所</u>にあつては、当該<u>指定通所リハビリテーシ ョン事業所</u>の営業時間は12時間であるが、運営規 程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う 時間3時間とそれぞれ記載するものとするこ と〔略〕。</p> <p>② <u>指定通所リハビリテーションの利用定員(基準 規則第四十三条第四号)</u> 利用定員とは、当該<u>指定通所リハビリテーシ ョン事業所</u>において同時に<u>指定通所リハビリテーシ ョン</u>の提供を受けることができる利用者の数の上 限をいうものであること〔略〕。</p> <p>③ <u>指定通所リハビリテーションの内容及び利用料 その他の費用の額(基準規則第四十三条第五 号)</u></p>
--	---	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

「指定通所リハビリテーションの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること〔略〕。

④ サービス利用に当たっての留意事項(基準規則第四十三条第七号)

利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること〔略〕。

⑤ 非常災害対策(基準規則第四十三条第八号)
(6)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること〔略〕。

⑥ 苦情処理に関する事項(基準規則第四十三条第九号)

苦情処理に関する事項は、苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置の内容を指すものであること〔略〕。

⑦ 虐待防止に関する事項(基準規則第四十三条第十号)

従業者に対する研修、苦情処理の体制整備等、虐待防止のために講ずる措置の内容を指すものであること〔略〕。

第3の一の3 (17)より

〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者

【第三の七 通所リハビリテーション】

指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)

① [略]

② 利用料その他の費用の額(基準規則第四十三条第五号)

「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定通所リハビリテーションに係る利用料(1割負担又は2割負担)及び法定代理受領サービスでない指定通所リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、基準条例第四百四条第三項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること[略]。

③ 通常の事業の実施地域(基準規則第四十三条第六号)

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること[略]。

(5) 勤務体制の確保等☆審査基準第3の六の3の(5)

(勤務体制の確保等) ☆基準第 147 条

第百九条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>供できるよう、<u>指定通所リハビリテーション事業所</u>ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、<u>指定通所リハビリテーション事業所</u>ごとに、当該<u>指定通所リハビリテーション事業所</u>の従業員によって<u>指定通所リハビリテーション</u>を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、<u>通所リハビリテーション従業員</u>に対し、<u>虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修</u>その他の<u>資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保</u>しなければならない。</p>		<p><u>基準条例第百九条</u>は、利用者に対する適切な<u>指定通所リハビリテーション</u>の提供を確保するため、<u>職員</u>の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>指定通所リハビリテーション事業所</u>ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、<u>通所リハビリテーション従業員</u>の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>② <u>基準条例第百九条第二項</u>は、原則として、当該<u>指定通所リハビリテーション事業所</u>の従業員たる<u>通所リハビリテーション従業員</u>によって<u>指定通所リハビリテーション</u>を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p>第3の七の3 (6)より</p> <p>② 準用される<u>基準条例第百九条第一項</u>については、<u>指定通所リハビリテーション</u>ごとに、<u>通所リハビリテーション従業員</u>の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかに</p>
--	--	--

(定員の遵守) ☆基準第 147 条

第一百十条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策) ☆基準第 147 条

第一百十一条 指定通所リハビリテーション事業者は、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定するとともに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 指定通所リハビリテーション事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 指定通所リハビリテーション事業者は、災害時に他の事業所等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

する必要があること。

(6) 非常災害対策 ☆審査基準第3の六の3の(6)

基準条例第一百十一条は、指定通所リハビリテーション事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所リハビリテーション事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所リハビリテーション事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

<p>(衛生管理等)</p> <p>第百四十五条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなけ</p>		<p><u>② 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものである。</u></p> <p><u>③ 「地域の自主防災組織」とは、自治会、町内会、青年団、婦人会など地域住民などによる地域単位の組織を表すものである。</u></p> <p><u>④ 「協力体制の確立」とは、例えば避難訓練の合同実施や地域住民の数も踏まえた災害備蓄の確保などである。</u></p> <p><u>⑤ 「広域的相互応援体制の整備及び充実」とは、被災していない他の事業所等から職員派遣、必要物品等の提供、施設利用その他の必要な協力を得るための体制づくりを求めることとしたものであり、例えば協定の締結などである。</u></p> <p>(4) 衛生管理等</p> <p><u>基準条例第百四十五条</u> 第一項は、指定通所リハビリテーション事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p>
---	--	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>ればならない。</p> <p>(掲示) ☆基準第 147 条</p> <p>第三十四条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</u></p> <p>(秘密保持等) ☆基準第 147 条</p> <p>第三十五条 <u>指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要</u></p>		<p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、<u>厚生労働省の通知等</u>に基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。</p> <p>④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>(21)秘密保持等☆審査基準第3の一の3の(9)</p> <p>① <u>基準条例第三十五条第一項は、指定通所リハビリテーション事業所の通所リハビリテーション従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</u></p> <p>② <u>基準条例第三十五条第二項は、指定通所リハビリテーション事業者に対して、過去に当該指定通所リハビリテーション事業所の通所リハビリテーション従業者その他の従業者であった者が、その業務上知</u></p>
---	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)☆ 基準第 147 条 第三十七条 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、当該<u>指定通所リハビリテーション事業所</u>の<u>通所リハビリテーション従業者</u>その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ <u>基準条例第三十五条第三項</u>は、<u>通所リハビリテーション従業者</u>がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(22)居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆審査基準第3の一の3の(22) <u>基準条例第三十七条</u>は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用</p>
--	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>(苦情処理) ☆基準第 147 条</p> <p>第三十八条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四</u></p>		<p>用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p> <p>(23)苦情処理☆審査基準第3の一の3の(23)</p> <p>① <u>基準条例第三十八条第一項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</u></p> <p>② <u>基準条例第三十八条第二項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。</u></p> <p>また、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、<u>基準条例第百四十六条第二項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、当該指定通所リハビリテーションを提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p>
--	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆基準第 147 条</p> <p>第三十九条 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、その事業の運営に当たっては、提供した<u>指定通所リハビリテーション</u>に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆基準第 147 条</p> <p>第四十条 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、利用者に対する<u>指定通所リハビリテーション</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、前項の事</p>		<p>③ <u>基準条例第三十八条第三項</u>は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>(24)地域との連携☆審査基準第3の一の3の(24)</p> <p><u>基準条例第三十九条</u>は、<u>基準条例第四条第二項</u>の趣旨に基づき、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、市町村が、<u>老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業等</u>が含まれるものである。</p> <p>(25)事故発生時の対応☆審査基準第3の一の3の(25)</p> <p><u>基準条例第四十条</u>は、利用者が安心して<u>指定通所リハビリテーション</u>の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。<u>指定通所リハビリテーション事業者</u>は、利用者に対する<u>指定通所リハビリテーション</u>の提供により事故が発生した場</p>
--	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>(会計の区分) ☆基準第 147 条 第四十一条 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、</u></p>		<p>合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する<u>指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p>なお、<u>基準条例第四百四十六条第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、当該指定通所リハビリテーションを提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所リハビリテーション事業者が定めておくことが望ましいこと。</u></p> <p>② <u>指定通所リハビリテーション事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</u></p> <p>③ <u>指定通所リハビリテーション事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</u></p> <p>(26) 会計の区分 ☆ 審査基準第3の一の3の(26)</p>
---	--	---

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p><u>指定通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百四十六条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、<u>その完結の日(当該指定通所リハビリテーションを提供した日をいう。)</u>から五年間保存しなければ</p>	<p>(整備等を行うべき記録)</p> <p>第四十四条 条例第百四十六条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一 通所リハビリテーション計画</p>	<p><u>基準条例第四十一条は、指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、次の関係通知等によるものとする。</u></p> <p><u>① 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成二十四年三月二十九日 老高発〇三二九第一号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)</u></p> <p><u>② 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成十三年三月二十八日 老振発第十八号 厚生労働省老健局振興課長通知)</u></p> <p><u>③ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成十二年三月十日老計第八号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長)</u></p> <p>(5) 記録の整備</p> <p><u>基準条例第百四十六条</u>第二項の指定通所リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。</p>
---	--	---

<p><u>ならない。</u></p> <p><u>(暴力団関係者の排除)☆基準第 147 条</u> <u>第四十三条 指定通所リハビリテーション事業者は、</u> <u>その運営について、暴力団関係者（大分県暴力</u> <u>団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十三</u> <u>号)第七条第一号に規定する暴力団関係者をい</u> <u>う。)の支配を受けてはならない。</u></p> <p>(準用)「☆基準第 147 条」と記載した条で読み替え 第四百四十七条 第九条から第十四条まで、第十六条 から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二 十七條、第二十八條、第三十四條、第三十五條、 第三十七條から第四十一條まで、第四十三條、第</p>	<p>二 条例第四百四十七條において準用する条例 第二十条第二項に規定する提供した具体的 なサービスの内容等の記録</p> <p>三 条例第四百四十七條において準用する条例 第二十七條に規定する市町村への通知に係 る記録</p> <p>四 条例第四百四十七條において準用する条例 第三十八條第二項に規定する苦情の内容等 の記録</p> <p>五 条例第四百四十七條において準用する条例 第四十条第二項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)「☆基準規則第 45 条」と記載した条で読み 替え 第四十五条 第四条及び第三十条の規定は、指定 通所リハビリテーションの事業について準用する。こ</p>	<p><u>(27) 暴力団関係者の排除☆審査基準第3の一の3</u> <u>の(27)</u> <u>基準条例第四十三条は、指定通所リハビリテーシ</u> <u>ン事業所を運営するにあたって、暴力団関係者を排</u> <u>除することを規定したものである。</u> <u>なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び</u> <u>役員等について暴力団関係者が含まれてはならず、</u> <u>また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有</u> <u>益な行為を行ってはならないこととしたものである。</u></p> <p>(6) 準用 <u>基準条例第四百四十七條並びに基準規則第四十</u> <u>五條の規定により、基準条例第九條から第十四條</u> <u>まで、第十六條から第十八條まで、第二十條、第</u></p>
--	---	--

【第三の七 通所リハビリテーション】

<p>七十条、第百四条及び第百九条から第百十一条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第九条中「第三十条」とあるのは「第百四十四条」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>の場合において、第四条第一項「第九条」とあるのは「第百四十七条において準用する条例第九条」と、第三十条第一項中「第百四条第三項」とあるのは「第百四十七条において準用する条例第百四条第三項」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十四条、第三十五条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第七十条、第百四条及び第百九条から第百十一条までの規定並びに基準規則第四条及び第三十条の規定</u>は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第三の一〔訪問介護〕の3の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)及び(21)から<u>(27)</u>まで並びに第三の六〔通所介護〕の3の(1)、(5)及び(6)を参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>基準条例第十四条</u>中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられることに留意されたいこと。</p> <p>② 準用される<u>基準条例第百九条</u>第一項については、指定通所リハビリテーションごとに、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があること。</p>
---	---	--